		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
		増築等をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分	
（略）	（略）		
（略）	（略）		

二

（略）	（略）			
（略）	（略）			
（い）	（ろ）			
図書の種類	明示すべき事項			
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	（一）～（六十）	（六十一）
令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物		
令第百三十七条の二の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の二の二第二項の規定が適用される建築物		
令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項	第百三十七条の二の三の規定が適用される建築物		
令第百三十七条の二の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の三の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の二の四の規定に適合するもの		

		縮尺	
		地盤面	
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
		二面以上の断面図	
（略）	（略）		
（略）	（略）		

二

（略）	（略）			
（略）	（略）			
（い）	（ろ）			
図書の種類	明示すべき事項			
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	（一）～（六十）	（六十一）
令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物		
各階平面図	増築又は改築に係る部分			
令第百三十七条の二の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の二の二第二項の規定が適用される建築物		
各階平面図	増築又は改築に係る部分			
その他令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	その他令第百三十七条の二の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項	第百三十七条の二の三の規定が適用される建築物		
各階平面図	増築又は改築に係る部分			
その他令第百三十七条の二の三の規定に適合することの確認に必要な図書	その他令第百三十七条の二の三の規定に適合することを確認するために必要な事項			